

海外における「迅速かつ効率的な 刑事裁判に向けた方策」

～英国・フィリピン・ネパールの実情

守屋和彦

1 はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）では、世界各国の刑事司法実務家（警察官、検察官、裁判官、刑務官、保護観察官等）を対象とする研修や研究及び調査を実施している。これからご紹介するのは、当所が2014年8月20日から同年9月26日まで約5週間にわたって実施した第158回国際研修である。この研修には、海外15か国（アフガニスタン、ブータン、ブラジル、コートジボワール、ケニア、ラオス、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、タイ、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム）から24名（警察官、検察官、裁判官等）、国内から6名（検察官、裁判官、海上保安官及び麻薬取締官）の合計30名の研修員が参加し、海外客員専門家3名、国内専門家3名を招いて、「Measures for Speedy and Efficient Criminal Trials（迅速かつ効率的な刑事裁判に向けた方策）」というテーマで実施したものである。

今回、この研修に招いた海外客員専門家の講義内容をご紹介することにより、迅速かつ効率的な刑事裁判に向けた英国・フィリピン・ネパールの現状と取組の一端に触れる機会となれば幸いである。

2 研修の趣旨

迅速かつ効率的な刑事裁判は、刑事司法に対する国民の信頼の基盤を成すものである。裁判が迅速かつ効率的に行われなければ、時間の経過により証人の記憶が減退するなどして犯人を適切に処罰することが困難

になるばかりか、迅速な裁判を受けるのは被告人の権利でもあり、長く刑事被告人の地位に置かれることにより、被告人の利益も大きく損なわれる。このような裁判の長期化は、刑事司法に対する国民の信頼を失わせ、証人として裁判への協力が得られにくくなる。その結果、犯人を適切に処罰することが更に困難になり、そのことが刑事司法に対する国民の信頼をより一層失わせるという悪循環に陥らせ、刑事司法の機能不全をもたらす。また、未決拘禁者を刑務所に収容する国々では、裁判の遅延が刑務所の過剰収容という問題をも生み出しているのである。

そして、刑事裁判を迅速かつ効率的に行うためには、公判手続自体を効率的に進めることや、検察官が簡潔かつ効率的な主張立証活動を行う必要があるのはもちろんのこと、捜査段階において、公判を見据えた証拠の収集、分析及び保存を迅速かつ効率的に行うことも必要である。なぜなら、証拠の収集、分析及び保存が迅速かつ効率的になされなければ、捜査を不当に長期化されることになる。また、そのような捜査は重要な証拠を散逸させる結果、立証に必要な証拠が収集できず、起訴すべき被疑者を起訴できなかったり、仮に起訴しても十分な主張立証ができず、多くの無罪判決を生むなどし、犯人に対する適切な刑罰権の行使が困難となる。その結果、刑事司法に対する国民の信頼が大きく損なわれるからである。

そこで、本研修においては、「迅速かつ効率的な刑事裁判に向けた方策」というテーマに関し、①裁判手続の迅速かつ効率的な進行、②検察官による簡潔かつ効率的な主張立証活動、③公判を見据えた迅速かつ効率的な証拠の収集、分析及び保存の各観点について、各国でどのような取組がなされているのか、英国、フィリピン及びネパールの3か国から豊富な知識と経験を有する客員専門家3名を招き、研修員に対して講義をお願いした。以下はその要約である。

3 海外客員専門家からの講義内容

(1) ジャニス・レスリー・ブレナン氏 (Ms. Janice Lesley Brennan,
英国, 法廷弁護士) :

「法廷における効果的な弁論及び証人尋問の技術等」

ブレナン氏は、英国で30年以上にわたる経験を有する著名な法廷弁護士（パリスター）である。英国では、日本とは異なり、法廷弁護士は、事件ごとに検察側と弁護側いずれの代理人を受任することもあるのが通常である。ブレナン氏は、英國検察庁から特に優れた能力と豊富な経験を有する検察側代理人に与えられる最高レベルのグレード4の認定を受けるなど、特に刑事案件の専門家として、被害者、未成年者あるいは精神障害、知的障害を有するなど通常弱い立場の証人又は被告人に関わる事件も数多く取り扱った経験を持つ。過去には、法曹学院（Inns of Court）の一つ「ミドル・テンプル」内の法廷弁論活動研究委員会、職業能力向上委員会の議長も務めるなど次世代の法律家に弁論技術や弁護士倫理を教育する活動にも積極的に従事している。そのブレナン氏からは、主として、法廷における効果的な弁論及び証人尋問の技術等について講義がなされた。

ア 法廷における効果的な弁論及び証人尋問の技術

弁論技術というものは、持って生まれたものであって教えることはできないと長年にわたり信じられてきたが、それは間違いである。基本的な技術に関する限り、弁論技術を教育することは十分に可能である。英国で今用いられている弁論技術の教育方法は、約20年前にオーストラリアのハンペル判事（Mr. Justice Hampel）が導入したものを英国の法廷実務に合わせてわずかに改良したものである。

効果的な弁論技術には、コミュニケーション能力と人を説得する能力が必要である。中でも弁論技術に必要な4要素とは、

- ① 人に明確かつ簡潔に質問する能力
- ② 証人に対する質問や主張を組み立てる能力
- ③ 明確かつ正確に主張を提示する能力
- ④ 弁論方法が裁判所にとって魅力的なものであること

である。

そして、このような弁論技術を教育する方法とは、次のような6段階に分かれている。まず、生徒の5分程度の短い弁論を聞き、生徒の弁論の中で改善が必要な基本的な問題点を1つだけ選ぶ。その上で、「①見出し（Headline）」として、1つだけ選んだ問題点を、生徒の記憶に残りやすいように簡潔に指摘する。（例えば、“一度の質問で複数の内容を同時に質問すべきではない。”など）。次に、「②再生（Playback）」として、生徒が実際に言った言葉を使って生徒の弁論を再現し、「③理由（Reason）」として、なぜ生徒の弁論方法は効果的でないのかを平易な言葉で説明する。さらに、「④改善（Remedy）」において、どのようにすれば生徒の弁論が効果的になるかを実際に説明し、「⑤実演（Demonstration）」において、どのように弁論すればよいかを指導者が実演して見せるのである。そして、最後に「⑥再演（Replay）」において、生徒にもう一度弁論をやらせるのである。さらに、また別の機会にその生徒の別の弁論を聞いた場合には、別のある改善点を1つ指摘し、先ほどと同じ手順で生徒に必要な弁論技術を1つずつ学習させていくのである。英国ではこのような手順を用いることで若い法廷弁護士たちに弁論技術の指導を行っているとのことである。内容としてそれほど目新しいものではないが、日本では弁論技術や指導法はこれほど明確に方法論化されてはいないと思われ、参考にすべきと感じた。

さらに、ブレナン氏は、効果的な反対尋問の方法についても言及された。それによれば、効果的な反対尋問をするためには、

- ① 注意深く準備をすること
 - ② 最初の質問は、無意味あるいは不必要な質問をするのではなく、直接に核心を突く質問をすべきであること
 - ③ 事前に用意した質問リストに縛られないようにすること
- などが重要であるとの指摘のほか、
- ④ 人が自らの信用性を落とすような証言をした場合には、しばらく沈黙するのが最良のテクニックである
- との指摘があった。

そうすることにより、証人のその証言は、検察官が作り出した沈黙の間に陪審員の心の奥深くに沈んでいき、その証言に太い赤ペンで下線を引いて強調したのと同じ効果が生まれることであった。検察官が作り出す沈黙に、証人の証言を裁判員に強く印象付ける効果があるとの意見はとても興味深く、すぐにでも法廷で実践したいという気持ちにさせられた。

イ その他

その他にも、ブレナン氏からは、冒頭陳述や論告における弁論方法、裁判員裁判における弁論方法、弁論におけるプレゼンテーション機器の効果的な利用方法、公判に向けた準備の方法、専門家証人の尋問方法、前述のような通常弱い立場の証人及び被告人の尋問方法、英国における公判前整理手続及び証拠開示手続の運用の現状についても講義がなされたが、いずれも日本の検察官にとっても大いに参考になる大変興味深い内容であった。ここではブレナン氏のこれら全ての講義内容についてご紹介することはできないが、ご興味のある方は、今後アジ研から発行予定のリソース・マテリアル・シリーズ又はそれが掲載予定のアジ研のホームページをご覧願いたい(<http://www.unafei.or.jp/>)。

- (2) セヴェリーノ・ガニヤ氏 (Mr. Severino H. Gana Jr., フィリピン次長検事) :

「フィリピンの刑事事件捜査における証拠収集及び刑事裁判の迅速化における課題と方策」

ガニヤ氏は、弁護士等として約10年の実務経験を経た後、検事として20年以上のキャリアを持つフィリピンの次長検事であり、刑事事件の捜査及び公判について豊富な経験を有する。同氏からは、研修に参加した各国と同じように刑事事件の捜査及び公判の迅速に関して様々な問題を抱えるフィリピンの現状や課題と講じられている方策について講義がなされた。

ア 刑事事件捜査の迅速化における課題と方策

ガニヤ氏は、フィリピンの捜査の迅速における問題点として、①起訴基準と有罪立証のために必要な基準との違いと、②検察官と

法執行機関との連携の欠如にあると述べている。フィリピンでは、検事が事件を起訴するためには、「相当な理由 (Probable Cause)」があれば足り、有罪立証に必要な「合理的疑いを容れない程度の証拠 (Proof Beyond A Reasonable Doubt)」に匹敵する程度の証拠は必要ないとされている。しかし、この低い起訴基準のために、検察官はそのギャップを埋めるべく起訴後に必要な追加の証拠収集のために奔走しなければならず、公判期日を延期せざるを得なくなるなど、裁判の遅延をもたらす一因となっているという。また、そのような低い基準で多くの事件が起訴されることによって裁判官の担当事件数も増えることから、それが更なる裁判の長期化をもたらす。

さらに、検察官と法執行機関の連携もよくないため検察官が有罪立証に必要とする程度の証拠が集まりにくい結果、有罪率も低くなり、結果として無罪になった多くの被告人に不必要に長い身柄拘束を強いる結果となっている。フィリピンでは、2002年当時、有罪率(分母については否認事件のみか自白事件を含むか不明)が17パーセントから20パーセントであったが、2011年には14パーセントまで低下し、なかでも薬物事件においては有罪率が7パーセントにとどまるなど、極めて高い有罪率を誇る日本の現状からは到底考えられない数字となっている。

このようなフィリピンの現状を改善する方法として、ガニヤ氏は、①起訴基準を上げること、②検察官と他の法執行機関との連携を向上させることを挙げている。すなわち、①については、起訴基準を「相当な理由 (Probable Cause)」から「明白で説得力のある証拠 (Clear and Convincing Evidence)」に変更し、「合理的疑いを容れない程度の立証 (Proof Beyond A Reasonable Doubt)」との差を小さくすることで、検察官や裁判官の負担増加による裁判の遅延は少なくなるとの想定に基づくものと思われる。また、②については、捜査の効率性を高めるためには、検察庁が法執行機関との連携を深め、捜査にも積極的に関与していくことが必要であるとの考え方自体は以前から言及されていたところであるが、実施はいま

だに不十分であり、特に重要性の高い初動捜査における現場保全や証拠収集といった側面にも検察官が積極的に関与すべきであるとのことであった。

イ 刑事裁判の迅速化における課題と方策

ガーニヤ氏によれば、フィリピンにおいても刑事裁判の遅延は大きな社会問題となっており、解決策として、①裁判終結までの期間制限とその制限を超えた場合の保釈や却下処分の措置の導入、②公判前整理手続とそれに付随した仲裁手続、司法取引の導入、③事件進行管理プログラムの導入など様々な方策が講じられているとのことであった。

(ア) 裁判終結までの期間制限と制限超過の効果

「1998年裁判迅速化法」(The Speedy Trial Act of 1998)は、訴訟当事者に公判前整理手続の実施を義務化するとともに、裁判終結までの期間制限の枠組みを設けた。これによれば裁判は180日以内に終結させなければならず、裁判所に事件が係属してから30日以内にアレンジメントを実施するか、公判前整理手続に付きなければならない。そして公判前整理手続命令の受領から30日以内に公判を開始しなければならないとされるなど厳格な期間制限の枠組みが設けられている。

また、2014年3月に公布された「被告人の保釈及び迅速な裁判を受ける権利強化による過剰収容削減のための指針」(The Guidelines to Decongest Holding Jails by Enforcing the Rights of Accused Persons to Bail and to Speedy Trial)は、①略式の保釈手続の改善、②迅速な裁判を受ける権利が侵害された場合の却下処分(Dissmiss)の創設という大きな変化をもたらした。

①については、保釈の可否の判断をいつまでに下すべきかという期間制限の枠組みに加え、保釈のためにはどのような証拠が必要かということも前記ガイドラインで規定された上、裁判官は検察官に手元にある証拠の提供をも求めるようになったため、保釈が認められやすくなった。

また、②については、身柄を拘束されている被告人の事件につ

いて、前記「1998年裁判迅速化法」における期間制限の枠組みが遵守されず、迅速な裁判を受ける権利が侵害された場合には、その事件は却下されるとの規定を創設することによりその実効性を強化した。

さらに、最高裁判所は、裁判所からの通知を従来は郵送していたが、フィリピンでは郵便事情が悪く、遅れがちだったため、電話やテキストメッセージ、ファクシミリやEメールを使うことも許可した。さらに、自らが訴追されている犯罪の法定刑の少なくとも下限以上の期間身柄を拘束された被告人は、継続的な審理の利益を失うことなく、釈放されることとするなどの改善もなされた。

(イ) 公判前整理手続とそれに付随した調停手続、司法取引

フィリピンでは、全ての事件が公判前整理手続を経なければならないとされている。刑事事件の当事者は、公判前整理手続で、①司法取引、②事実の確認、③当事者が提出する証拠の特定、④証拠としての許容性に関する異議の放棄、⑤被告人が事実関係を認めるが法律的な主張を行った場合の裁判所の命令の修正のほか、公平で迅速な裁判を促進するその他の事項などについて協議しなければならないとされている。つまり、この手続によって当事者が、この裁判で解決されるべき事実関係の問題を正確に把握するとともに主張を簡素化し、場合によっては司法取引の利用を検討することを目的とした制度といえる。

また、最高裁判所は、この手続に付随した調停手続を制度化している。この手続は、公判前整理手続の期間中に、フィリピン調停センター(Philippine Mediation Center)の調停員が公平・中立な第三者として紛争解決を援助するものであり、調停員は、問題の所在を特定するとともに、紛争解決のための条件提示の手助けを行う。そして、当事者双方が受け入れ可能な提案に到達した場合、それが裁判所による決定の土台になることである。また、そのような調停員による調停が不調に終わった場合に裁判官自らが調停員として活動するJudicial Dispute Resolution (JDR)

という制度もある。

(ウ) 事件進行管理プログラム

裁判の遅延を防ぐためには、裁判所が個々の事件及び日程の管理を適切に行うとともに、各裁判の進行状況を追跡・把握し、裁判の遅延が最小限になるように事件を管理する必要がある。そこで、フィリピンの最高裁判所は、「類型別事件管理」(Differentiated Case Management Scheme: DCM) を用いた事件進行管理プログラム (Case Flow Management Program: CFM) を導入した。DCM とは、個々の事件ごとの事案の複雑さや裁判終結までにかかると思われる時間の長さによって事件を分類し、その分類に従ってその事件の進行状況を追跡しながら遅延が最小限になるように事件を管理する方法である。そして、フィリピンで採用されたCFMにおいては、裁判所に係属した事件のうち単純な事件から複雑な事件を、①Fast Track, ②Standard Track, ③Complex Track の3つに分類する。そして、単純な①事件は6か月以内、標準的な②事件は1年以内、複雑な③事件は2年以内に処理するという目標の下に、個々の事件の公判審理がどのような状況にあるか、遅延していないかを常に追跡・把握しながら、裁判に要する期間を合理的な範囲で短縮化し、遅延を最小化するべく管理されているとのことである。

(3) ユバラジ・サングローラ氏 (Dr. Yubaraj Sangroula, ネパールのカトマンズ・ロースクール校長、元ネパール法務総裁) :

「開発途上国における公判を見据えた効率的な証拠収集及び刑事裁判の迅速化に向けた取組の現状について」

サングローラ氏は、27年間にわたり、カトマンズ・ロースクールにおいて刑事司法、人権、国際法等について教鞭をとる一方、2011年にはネパールの法務総裁を務めるなど刑事司法分野の理論及び実務の両面において豊富な経験を有し、ネパールのみならず、アジア地域の開発途上国の刑事司法制度及びその現状についても豊富な知識を有している。同氏からは、研修参加国と同じような問題を抱えているネパールを含むアジア地域の開発途上国における迅速かつ効率的な検査公判

に向けた取組の現状について講義がなされた。

ア 公判を見据えた効率的な証拠収集への取組

サングローラ氏は、アジア地域の開発途上国における問題点として、①初動捜査における現場保全や科学検査の重要性に対する認識が不十分であること、②警察官と検察官の連携が不十分であることを挙げた。

(ア) 現場保全や科学検査の重要性に対する認識の不十分さ

アジア地域の開発途上国においては、一般人のみならず警察官においても、そもそも初動捜査における現場保全や科学検査の重要性に対する認識が低い上に、検査において被疑者の自白を重視する風潮が依然として強いこともその傾向に拍車をかけているという。犯罪の痕跡が残る犯行現場に一般人や警備員等が不用意に立ち入り、現場に残された指紋、足跡痕、体液、纖維片、毛髪といった科学検査の資料となる証拠が破壊されたり汚染されたりすることも珍しくないようである。ネパールでも犯行現場で収集された資料の多くが収集中の汚染や分析機関に持ち込むのに時間がかかったために分析できないということがしばしば起きているという。

このような事態を防ぐためには、現場保全や証拠収集を行う現場の警察官に現場保全や科学検査の重要性を教育する必要があるほか、現場鑑識に関して集中的な教育を受けた鑑識専門検査官をより多くの犯行現場に派遣することも必要となる。また、公判における証拠提出を見据え、その資料をどの現場で、誰から採取したのかを記録し、混同しないように証拠品に通し番号を付すなどの保管方法も教育も必要となるし、保管後の証拠品の紛失や混同を防ぐために、誰がその証拠品を閲覧・使用したかなどを含め証拠の“Chain of Custody”を厳重に管理することが必要という認識も高めなければならないとのことであった。

(イ) 警察官と検察官の連携が不十分であること

アジア地域の開発途上国の現状として、“犯罪検査は警察組織にもともと備わっている権限であり特権だ”という認識が非常に

強く、そのことが警察官と検察官の必要な連携醸成の阻害要因となっているという。しかし、捜査における証拠収集は被疑者を訴追するために行っているのであって、検察官が捜査の当初から警察官に対して証拠収集に関する指示を行うなどの連携が必要である。しかも初動捜査においては、警察官の検察官との連携は望ましいにとどまらず不可欠といえる。検察官は起訴するに当たりどのような証拠が必要になるかを警察官に示唆することができるからである。

サングローラ氏によれば、このような観点から、特に、①検視・解剖、②DNA鑑定、③Chain of Custodyに関しては、検察官が積極的に関与する必要があるとのことである。検視・解剖については、どのような情報を鑑定書に盛り込む必要があるかを検察官が解剖医に伝える必要がある。ネパールではこれが不十分なため、検察官の起訴判断に必要な情報が鑑定書に盛り込まれておらず、証拠として役に立たないことが多いという。DNA鑑定についても鑑定書を立証における科学的な理由づけに用いるのであれば、どのように理由づけするのかについて検察官が鑑定人に詳細に説明しておく必要がある。Chain of Custodyについては、公判を見据えて証拠の改変を防ぐとともに鑑定人の証人尋問に備えるためには、鑑定人によって作成された書面のChain of Custodyの適法性と正当性を検察官が明らかにする必要があるとのことである。

イ 刑事裁判の迅速化に向けた取組の現状

サングローラ氏によれば、アジア地域の開発途上国においても刑事裁判の遅延は大きな問題となっており、その解決策として、①公判前整理手続の導入、②ファスト・トラック・トライアル・プロセスの導入が有用であるという。

(ア) 公判前整理手続の導入

アジア地域の開発途上国においては、裁判における争点や証拠を事前に整理する公判前整理手続を実施する国は少ないが、そのために様々な問題が生じているという。典型的には次の3点であ

る。

- ① 当事者によって公判期日が簡単に放棄される傾向がある。その結果、公判期日は延期を余儀なくされ、裁判官の時間は無駄になる。また、弁護人も公判に適切な準備をしてこなくなる傾向が見られるなど、裁判の不確実性が高まり、被告人の迅速な裁判を受ける利益も大きく損なわれる。
- ② 公判前に当事者間で争点や証拠の確認がなされないため、公判期日までの間に、当事者らによって証言内容や証拠が不正に操作されてしまう可能性がある。
- ③ 弁護人の立場からすれば、公判前に検察側の主張を把握する機会がないため、弁護方針の見通しが立てづらく、防御活動を集中的に実施することが困難になるという問題がある。

公判前整理手続を導入すれば、当事者が公判前にお互いの主張内容を理解するのに役立つ上、公判も短期間で争点を絞った形で実施でき、公判に要する期間が短縮されるという効果があると思われる。したがって、アジア地域の開発途上国においても将来的には公判前整理手続を導入すべきである。

(イ) ファスト・トラック・トライアル・プロセス (Fast-track Trial Process)

ファスト・トラック・トライアル・プロセスとは、従来の刑事裁判に代わるものとして期待されているものであるが、証人の身の安全や証人の出廷可能性などの理由から、証人及び証拠の取調べを緊急に実施する必要がある場合に、双方の当事者の合意の下に、裁判を迅速に実施するという制度である。具体的には、強姦、人身売買、薬物密売、通貨偽造、入管法違反等の事件がこれに該当すると思われる。このような事件においては、長期間をかけて裁判を実施することが現実的でないことに加え、この手続を利用すれば、被告人・被害者のプライバシー保護、被害者の社会復帰や被告人の矯正の促進などの面で非常に意味のある手続とされている。ネパールでは数年前に導入されたがまだ一般にそれほど浸透していないので、目立って使われてはいないとのことである。

4 終わりに

3人の海外客員専門家の講義から、「迅速かつ効率的な刑事裁判」を実現するために、各国において次に掲げる内容が必要と認識されていることが分かった。すなわち、捜査段階においては、①科学捜査とその前提となる初動捜査に関する認識の向上、②検察官と法執行機関との連携の強化、③起訴基準の厳格化等であり、公判段階においては、①裁判終結までの期間制限とその制限を越えた場合の保釈や却下処分の創設、②公判前整理手続とそれに付随した調停手続、司法取引の導入、③ケース・マネジメント・プログラムの導入、④検察官の弁論及び証人尋問技術の向上、⑤裁判官と訴訟当事者の連携の強化等である。もちろん、これらの点に関しては、各国において様々な取組がなされていることも分かった。

そして、このような多岐にわたる取組を実現していくためには、刑事案件の捜査及び公判に関わる全ての刑事司法実務家の連携・協力関係が極めて重要であることは言うまでもない。このような海外客員専門家らの講義を通じて知ることができた各国における「迅速かつ効率的な刑事裁判」に向けた様々な取組の状況は、今回の研修に参加した各国の刑事司法実務家にも大いに参考になったと思われ、各国における制度及び実務のさらなる改善が期待される。

(国連アジア極東犯罪防止研修所教官)